

節電への取組み結果

今夏の電気事業法第 27 条に基づく電力の使用制限（7 月 1 日～9 月 9 日）に対し、春日部工場は制限緩和の適用を受けておりましたが、医療用医薬品の安定供給の責務を果たすべく生産活動の維持を図りつつ社会的責任も果たすため節電に取り組んで参りました。その結果、政府が定めました削減目標の 15%を達成し、自主削減目標として掲げました 18%削減も概ね達成しました。

（取組み内容および実施状況については「節電行動計画」をご参照ください。）

今冬は関西電力・九州電力管内を中心に、電力不足が懸念されます。政府・各電力会社は引き続き供給量の確保に最大限の努力をしていますが、それでもなお電力需要と供給量にはギャップが発生することが懸念されています。弊社においては、エアコンの設定温度管理や照明の消灯など、引き続き節電に努めながら医療用医薬品の安定供給の責務を果たしてまいります。

■節電行動計画

法人名	ニプロジェネファ株式会社	使用制限率	目標電力削減率
施設名	春日部工場	100%	18%
都道府県名	埼玉県		

節電対策メニュー

日常における節電対策の推進

		実施 予定	実行 確認
照明	①使用していないエリアは消灯を徹底する。	○	○
	②白熱灯を電球形蛍光ランプやLED照明に交換する。	×	×
空調	③事務所等の温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	○	○
	④外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。	×	×
	⑤室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。	○	○
節電啓発	⑥節電担当者を決め、責任者（社長・工場長）と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	○	○
	⑦従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	○	○
その他	⑧自家発電装置を活用する。	×	×
	⑨蓄熱システム・NAS電池を活用する（夜間電力を有効活用する）。	×	×
	⑩デマンド監視装置の設定を目標使用電力以下とし、警報発生時には予め決めておいた節電対策を実施する。	○	○
	⑪設備・機器のメンテナンスを適切かつ定期的を実施することでロスを低減する。	○	○
	⑫冷凍冷蔵設備の設定温度を確認し、品質に影響がでない範囲で適切な温度を設定する。	×	×

生産を中心とした事業活動の休日等への一部シフト

他時期へ	⑬夏期の生産活動を最小限に抑えるため、5月・10月・11月に生産活動の一部をシフトする。	×	×
	⑭工場設備のシャットダウンメンテナンス期間を夏期に実施する。	×	×
土日へ	⑮事業活動の一部を土日へシフトする（輪番操業を導入し拠点ごとに平日に休日を設けるなど）。	×	×
早朝・夜間へ	⑯早朝出勤による午後半休を導入する。	×	×
	⑰午後から夜間の出勤による午前半休を導入する。	×	×
外部製造	⑱一部の製品について、西日本又は海外の他社工場へ委託する。	○	○
	⑲一部の製品について、西日本又は海外の自社工場での製造に切り替える。	×	×

その他（自由記述欄）

その他	⑳エネカットシステム（室外機に定期的に水を噴霧）を設置して熱負荷を低減し電気を削減する。	○	○
	㉑製造装置用圧空をエンジン型コンプレッサーから供給して使用電力量を削減する。	○	○
	㉒事務職を対象にサマータイム制を導入する。（9時～18時⇒8時～17時に1時間前倒し）	○	○
	㉓事務職を対象に夏服を支給し、クールビズを推進する。	○	○
	㉔蛍光灯の間引きによる使用電気削減を行なう。	○	○